

平成27年 7 月臨時会

# 横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成27年 7 月 17 日 開会

平成27年 7 月 17 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

# 平成27年7月横芝光町議会臨時会会議録目次

## 第 1 号 (7月17日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第4号の上程、説明	5
議案第1号審議(質疑・討論・採決)	11
議案第2号審議(質疑・討論・採決)	19
議案第3号審議(質疑・討論・採決)	25
議案第4号審議(質疑・討論・採決)	27
閉会の宣告	30
署名議員	31

7 月 臨 時 会

(第 1 号)

## 平成27年7月横芝光町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成27年7月17日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第1号ないし議案第4号について(町長提案理由説明)
- 日程第 5 議案第1号審議(質疑・討論・採決)  
平成27年度横芝光町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第 6 議案第2号審議(質疑・討論・採決)  
町道I-14号線道路改良工事(その2)請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第3号審議(質疑・討論・採決)  
横芝中学校天井落下防止対策工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第4号審議(質疑・討論・採決)  
光中学校天井落下防止対策工事請負契約の締結について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(16名)

1番	秋鹿幹夫君	2番	平山雅規君
3番	宮籬博香君	4番	山崎義貞君
5番	庄内賢一君	6番	鈴木和彦君
7番	齋藤順一君	8番	森川忠君
9番	川島仁君	10番	川島富士子君
11番	鈴木克征君	12番	野村和好君
13番	山崎貞一君	14番	鈴木唯夫君

15番 八角健一君 16番 川島勝美君  
欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	久本修君
理事	田鍋悦央君	総務課長	實川裕宣君
企画財政課長	若梅操君	産業振興課長	早川典男君
都市建設課長	五木田桂一君	教育長	齋藤明君
教育課長	市原成一君		

---

職務のため出席した者の職氏名

局長	高蝶政道	書記	椎名晴美
----	------	----	------

---

### ◎開会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） おはようございます。

これより平成27年7月横芝光町議会臨時会を開会します。

（午前 9時58分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木唯夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

3番 宮 菌 博 香 議員

13番 山 崎 貞 一 議員

を指名します。

---

### ◎会期決定の件

○議長（鈴木唯夫君） 日程第2、会議決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（鈴木唯夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したのでご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

7月8日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会臨時会について、齋藤順一議員。

〔7番議員 齋藤順一君登壇〕

○7番（齋藤順一君） おはようございます。

去る7月8日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会平成27年7月臨時議会の概要を報告いたします。

本臨時議会には、報告1件と議案4件が上程されました。

初めに、報告第1号は、専決処分の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

本件は、訓練指導執行中における消防自動車の物損事故について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告されたものでございます。

次に、議案第1号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認を求めるものでございます。

本案は、千葉県人事委員会勧告及び構成市町の状況等を勘案し、一般職員の給料表の改正及び管理職員特別勤務手当の支給範囲の改正等をするに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法179条第1項の規定により、平成27年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第2号は、匝瑳市横芝光町消防組合行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政手続の一部改正に伴い、新たに処分等の求めに関する手続等を定めるとともに、条例の一部を改正するものであります。

議案第3号は、匝瑳市横芝光町消防組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、独立行政法人通則法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第4号は、匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任についてであります。

本案は、議員選任の監査委員の任期満了に伴い、引き続き川島仁氏を選任するため、地方自治法第292条の規定により準用する同法196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案されたものでございます。

上程された4議案は、いずれも原案どおり可決されました。

以上で、匝瑳市横芝光町消防組合議会平成27年7月の臨時議会の概要報告とさせていただきます。

〔7番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎議案第1号ないし議案第4号の上程、説明

○議長（鈴木唯夫君） 日程第4、議案第1号ないし議案第4号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは早速、提案理由の説明をさせていただきます。

本日ここに、平成27年7月横芝光町議会臨時会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節柄ご多用の折にもかかわらずご参集いただき、まことにありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号 平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてであります。本案は地方創生事業として国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して実施する地方創生町有地有効活用事業及び地方創生先行事業の追加のほか、横芝光町産農産物販路開拓モデル事業に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,682万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億9,397万7,000円とすべく提案したものでございます。

議案第2号 町道I-14号線道路改良工事（その2）請負契約の締結についてであります。本案は町道I-14号線道路改良工事（その2）請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

議案第3号 横芝中学校天井落下防止対策工事請負契約の締結についてであります。本案は、横芝中学校天井落下防止対策工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当する

ため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

議案第4号 光中学校天井落下防止対策工事請負契約の締結についてであります。本案は、光中学校天井落下防止対策工事請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

以上、提案いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木唯夫君） ここで暫時休憩します。

再開は10時20分とします。

（午前10時10分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 会議を再開します。

（午前10時15分）

---

〔7番議員「議長」と発言〕

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） ただいまの消防組合の報告で報告漏れがございましたので、もう一度追加報告させていただきたく、お願いします。よろしいでしょうか。

〔7番議員 齋藤順一君登壇〕

○7番（齋藤順一君） 先ほどの私の、去る7月8日に開催されました匠瑳市横芝光町消防組合議会の平成27年7月の臨時議会において、ご報告漏れがございました。1件追加報告をさせていただきます。

まず、一番先に、7月8日に副議長の選挙がございまして、私、齋藤順一が皆様のご推薦をいただきましたもので、匠瑳市横芝光町消防組合議会の副議長に就任させていただきました。ご報告申し上げます。

ご報告漏れがございまして、深くおわびを申し上げます。

以上です。

[ 7 番議員 齋藤順一君降壇 ]

○議長（鈴木唯夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（鈴木唯夫君） 議案第 1 号ないし議案第 4 号について、担当課長の説明を求めます。  
企画財政課長。

[ 企画財政課長 若梅 操君登壇 ]

○企画財政課長（若梅 操君） それでは初めに、議案第 1 号 平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

別冊補正予算書の 1 ページをごらん願います。

平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第 2 号）は、第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,682 万 8,000 円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 107 億 9,397 万 7,000 円とするものでございます。

予算書の 2 ページ及び 3 ページは、第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。内容は後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載内容のご確認をお願いいたします。

続く 4 ページから 6 ページは、事項別明細書の総括でございますので、これも後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

7 ページをお開き願います。

初めに、歳入でございます。

14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金は、説明欄にございますとおり、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金 1,848 万 7,000 円でございます。本交付金は、国の平成26年度補正予算におきまして、地方自治体が地方創生のために策定する総合戦略や創生事業等に充てる交付金といたしまして創設されたものであります。

このうち、地方創生先行型交付金として総額 1,700 億円が措置され、基礎交付分といたしまして、当町に示された交付限度額は 3,548 万 7,000 円でありました。町では、平成26年度の 3 月補正予算におきまして、交付限度額のうち、地方創生先行事業として 1,700 万円を町人口ビジョン総合戦略策定事業及びご当地アプリ開発事業に充てるべく予算計上し、議会のご承認をいただき、この全額を平成27年度に繰り越して事業執行をしているところでございます。

今般、補正予算におきましては、町への交付限度額3,548万7,000円から、ただいま申し上げました繰り越し分1,700万円を差し引いた未申請分の交付金1,848万7,000円全額について、我が町の地方創生事業に活用しようとするものであります。

続きまして、18款2項7目地域振興基金繰入金であります。本年度当初予算におきましては、この後歳出でご説明いたします農産物販路開拓モデル事業の財源として本基金を充てるべく予算措置をしておりましたが、この事業を地方創生事業として位置づけ、事業費の全額について国の交付金を充当することから、当初予算で計上いたしました110万2,000円を減額するものであります。

19款1項1目繰越金につきましても、ただいまの18款と同様の理由から、農産物販路開拓モデル事業に充てるべく当初予算計上いたしました一般財源分55万7,000円につきまして、この繰越金において減額調整するものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

今回の歳出補正につきましては、地方創生先行型の交付金事業といたしまして実施する3つの事業に係るものでございます。

初めに、2款1項7目財産管理費は、地方創生町有地有効活用事業であります。地方創生を実現するためには、町民が安定して働き、希望どおり結婚、子育てができ、将来にわたって住み続けることができる魅力あるまちづくりのため、有効な施策を積極的、集中的に推進する必要があります。本事業は、遊休町有地である旧横芝中学校跡地約1.9ヘクタールを創生施策の有力拠点として有効活用することを目的に、現況調査や需要把握調査を行い、管理運営方針を明確にした上で、定住促進と雇用促進を図るための跡地活用構想を作成し、地方創生に資する事業として推進するために、調査委託料700万円を計上するものであります。

続きまして、8目企画費は地方創生先行事業で、町の魅力を町内外に積極的にPRすることを目的とした地方創生プロモーションビデオ作成業務委託料671万7,000円の計上であります。事業の内容といたしましては、現在実施しております町勢要覧作成事業の企画とコンテンツを活用し、町の魅力や将来性を表現した動画、テーマ別のプロモーションビデオ5本とアニメーション1本を作成いたします。そして、完成した動画は、町のホームページやYouTube等を活用して、日本はもとより世界に向けて配信し、町の魅力発信と知名度の向上を図ろうとするものであります。

また、動画の作成だけでなく、配信の告知や動画へのアクセス誘導など、より多くの

方々に見てもらおうためのプロモーション活動もあわせて実施するものであります。

最後に、5款1項3目農業振興費は、横芝光町産農産物販路開拓モデル事業311万1,000円の計上であります。本事業につきましては、東京都世田谷区内の農産物販売店舗の一角をアンテナショップとして確保し、横芝光町産農産物の販売、PRを行うことにより、広く販路開拓に取り組むためのモデル事業を本年1月から開始し、平成27年度当初予算におきましてもテナント料や農産物PR事業委託料などに165万9,000円を計上し、事業展開を図っているところでございます。

そこで、歳入でもご説明いたしましたとおり、本事業を地方創生先行事業として位置づけ、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用することにより、これまでの事業のさらなる展開を図り、アンテナショップの活用、情報発信の拡大、横芝光町産農産物のブランド化等により、町産農産物の売り上げ増に加え、町外からの来町者数の増加による移住機会の拡大を目標に、本事業の積極的な展開を図るものであります。

なお、本事業の予算規模であります。先ほど申し上げました当初予算額165万9,000円に今回の補正額311万1,000円を加えました477万円が地方創生先行事業として国の交付金の対象となる全体事業費でございます。

以上で、議案第1号 平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第2号から議案第4号につきまして、一括して補足説明を申し上げます。

ピンクの表紙の議案つづりをお手元にご用意願います。

初めに、1ページをお開き願います。

議案第2号からご説明申し上げます。

議案第2号 町道I-14号線道路改良工事（その2）請負契約の締結についてでございます。

契約の目的は、ただいま申し上げました町道I-14号線道路改良工事（その2）の請負契約でございます。

契約の方法は一般競争入札で、去る6月29日に受注希望型競争入札を行ったところ、株式会社畔蒜工務店、入札書比較予定価格6,164万円に対しまして、入札金額6,150万円で落札候補者となり、7月2日に町の入札参加業者選定審査委員会において資格審査を行い、落札者に決定しましたことから、入札額に消費税を加えた額、6,642万円を契約金額とし、千葉県山武郡横芝光町木戸10110番地、株式会社畔蒜工務店、代表取締役、畔蒜穀を契約の相手方

とし請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号に規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第3号についてご説明いたします。

議案つづりの3ページをお願いいたします。

契約の目的は、横芝中学校天井落下防止対策工事請負契約でございます。

契約の方法は一般競争入札で、去る6月24日に受注希望型競争入札を行ったところ、古谷建設株式会社が、入札書比較予定価格6,400万円に対しまして、入札金額6,400万円で落札候補者となり、6月30日に町の入札参加業者選定審査委員会において資格審査を行い、落札者に決定しましたことから、入札額に消費税を加えた額、6,912万円を契約金額とし、千葉県山武郡横芝光町栗山3195番地1、古谷建設株式会社、代表取締役、古谷務を契約の相手方とし請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第4号についてご説明いたします。

議案つづり5ページをお願いいたします。

契約の目的は、光中学校天井落下防止対策工事請負契約でございます。

契約の方法は一般競争入札で、去る6月24日に受注希望型競争入札を行ったところ、株式会社畔蒜工務店が、入札書比較予定価格8,520万円に対しまして、入札金額8,500万円で落札候補者となり、6月30日に町の入札参加業者選定審査委員会において資格審査を行い、落札者に決定いたしましたことから、入札額に消費税を加えた額、9,180万円を契約金額とし、千葉県山武郡横芝光町木戸10110番地、株式会社畔蒜工務店、代表取締役、畔蒜毅を契約の相手方とし請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号に規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案第2号から第4号でご説明いたしました受注希望型競争入札につきましては、全て予定価格及び最低制限価格を事前公表した上で実施したところであります。

入札参加者の要件設定を行うに当たりましては、過去の実績から、当該工事分野において十分な施工能力のある町内業者の資格範囲を決定し、所定の手続により公告を行いました。

入札参加者は、いずれも開札時には1者でありましたが、これらの入札は電子入札で行ったものであり、電子入札のシステム運用上、競争性、公平性及び公正性を保つことができると認められることから、横芝光町電子入札約款第5条第4項の規定に基づき、それぞれ開札を執行したものであります。

また、参考資料といたしまして、議案第2号から第4号に係る工事契約関係資料を別添資料といたしまして添付させていただきましたので、あわせてごらんくださいますようお願いいたします。

以上、議案第2号から第4号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 若梅 操君降壇〕

---

### ◎議案第1号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） これより、議案審議を行います。

日程第5、議案第1号 平成27年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮菌博香議員。

○3番（宮菌博香君） それでは、補正予算書の8ページの歳出の2款1項7目の財産管理費の関係であります。

地方創生町所有地有効活用事業委託料ということで700万。本来であれば、職員がみずから企画立案するというのがいいんでしょうけれども、今回そういうふるさと創生の関係で、そういう対応ができるということであるものですから、それはよしとしましても、横芝中学校跡地の有効活用ということであったんですけれども、それであれば、今回あわせて旧横芝行政センター、旧横芝公民館の跡地とか、また旧光学校給食センターの跡地等もあるものですから、そういうものまで含めてやっていただければありがたかったなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ただいまのご質問でございます。

確かにおっしゃるとおり、有効利用すべき遊休町有地については、宮菌議員ご指摘の箇所を中心にあることは、当然把握しております。

ただ、今回の場合につきましては、その中で、横芝中学校の跡地につきましては、特に来年度以降、特に福祉分野等を中心に早急な利用方針、その後の詳細な作業につなげていく準

備が緊急に必要なだったという事情もございまして、その中から旧横芝中学校跡地を切り分けて、またタイミングといたしまして、この地方創生先行型事業を利用できるということから、事業費の配分といたしますか、そういった事情もありまして、旧横芝中学校跡地を切り分けて先行的に実施したということでございますが、そのほかの町有地につきましても、当然のことながら、その有効利用を図るに当たりましては十分な検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 今、財政課長から福祉をとということ、具体的な言葉が出たんですが、それであれば、特にこういう委託を私はかけるのはいかがなものかなと思います。

具体的に福祉ということでお決まりであれば、お答え願います。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 私、福祉というような表現を申し上げましたが、現状、例えば横芝中学校の跡地約1.9ヘクタールと申し上げましたが、あの広い面積、それと場所的に町の中心部のまさに住宅地の中にある可能利用地ということございまして、その利用に当たりましては、町の例えば定住に資するための居住というような意向もございまして、いろいろな条件の中に、福祉的な利用もあの場でできないかというようなオファーといたしますか、それと、もともと防災拠点も含めた公園的な利用も図るべきではないかという地元の関係者を中心としたご意見もございまして、さまざまな意向がある中で、明確な方針というのが、実は町として正式に決定といたしますか、ご説明できるようなものが今まで残念ながらなかったというようなことありまして、その福祉云々というところは、いろいろな耳に届いている条件ということで申し上げました。

そこが、もう既に決定ということで始めるということではございません。そういったもろもろの、どういう利用が適切かという中で、いろいろなご意見とかご要望も、それも踏まえまして、専門家のコンサルによる専門的な検討を加えるということでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それであれば、700万もの大金を使って、コンサルにとというのが私はちょっと違和感を感じます。

今、地方創生で行っておりますさまざまな方を対象に、企画財政課のほうからアンケート

を行っていますよね。外に住んでいらっしゃるそういう専門家の目から見るのがいいのか、課長がおっしゃったように、地元の町民の声を反映してということで、私はお金があるから使っちゃえ的な発想よりも、もっときめ細かなアンケートとか、ワークショップも含めて、町民から声を聞くべきだと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） コンサルに頼むというのは、今、宮菌議員からもお話がありましたけれども、開発行為が非常にいろいろと今度は難しい部分があったり、またあれだけの、約1万9,000平米、広いと、その排水ですとかそういった部分も専門的な設計も必要になってきます。

そうした部分の、何に使うか云々という問題もあるんでしょうが、基本的な部分としては、その開発行為にかかわる設計の予算が中心になる形になると考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） それであれば、課長からは詳細にということで、町長がお答えになるよりも課長からそういう答えが私は欲しかったです。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 申しわけございませんでした。

最初のお答えのときに、そういったものも含めて答弁するべきでございましたが、ただ、森川議員さんのおっしゃる町民のさまざまな創生会議、アンケートを含めたご意向を、これはもちろん一方で非常に大事な意向ということで承知いたしますし、その結果を踏まえまして、創生戦略を策定するわけでございます。

それはそれで今後とも積極的に続けてまいります。一方で今回、この業務委託という形で予算措置しましたのは、その構想あるいは方向性については、当然業者に任せるということではなくて、それは町民の広い意見を踏まえた町の意向でございますが、技術的にどうしても的な問題もありますし、専門的な立場からの検討、現状の分析という点からも、これはなかなか発想だけではやっぱりできない部分がありますので、そういった技術的にどうしても最初から専門的なそういう業者に関わってもらおうということが、当然有利な部分もございまして、それらを中心に今回は創生に絡めまして、事業化、予算化したいということでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） すみません、8ページの5款農林水産業費、3目農業振興費の東京都世田谷区のアンテナショップ、本年1月よりやっているところの311万1,000円を地方創生先行事業費を加えまして477万円の予算となりますけれども、先ほどの説明で、さらなる展開を図る、また地元産の農産物の販路拡大とかという説明があったんですけども、もうちょっと予算に対して具体的な何かあれば、お願いしたいなと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（早川典男君） それでは、鈴木克征議員のご質問、さらなる展開、販路拡大という具体的なものでございますけれども、まず初めにアンテナショップのプロデュース料としまして、委託料がございますが、これは町内産農産物を販売するに当たりまして、商品の確保、管理、マーケティング、販路開拓などを行う業務でございますけれども、町内の専業農家さんの経営は、単一品目に絞り高収益を上げている、そういった営農スタイルでございます。

このため、品質のよい単一作物を一気に購入していただけるような仲卸業者、食品会社、配食サービス会社、または食材配達会社、これらを中心に新規営業をかけまして、町内産、横芝光町の農業者に合った販路を開拓する、こういったことをまず第一に考えております。

そして2点目でございますけれども、プロ向け産地交流ツアー。これは町内産農産物や産地をPRするために、卸売業者や飲食店などの食品産業プロ向けの産地視察ツアーを開催するものでございます。これによりまして、プロの方々と農家さんが意見交換をすることができ、プロが求めている食材の情報を収集したり、またより営業力のある農家さんの育成を図ってまいりたいと、このように考えております。

また、3つ目といたしましては、消費者向けの農業体験ツアーでございます。これは当初予算にも盛り込んでございましたけれども、農業体験ツアーを実施するという事で、将来的には旅行会社と提携したアグリツーリズムなども検討してまいります。

そして、4点目でございますけれども、ホームページを活用した情報発信でございます。これは本事業のホームページを制作いたしまして、本事業の取り組みや農家、産地の情報を広く発信いたしまして、ホームページを制作いたします。これによりまして、アグリツーリズム商品、先ほど消費者の、当町にお迎えするそういったアグリツーリズム商品、あるいはまた農畜産物のインターネット販売、またはふるさと納税への誘導についても実施したいと

いうふうに考えております。

そして最後でございますけれども、ブランド管理事業といたしまして、この事業において販売される町内産の農畜産物に張りつける専用シールを制作いたし、町内産農産物をシールを張ることによってブランド化を図って管理していきながら情報発信を行うというふうなことを考えております。

また、このシールから産地情報あるいは生産者情報等がわかる仕組みなど、有効な情報発信ツールが構築できるかということもあわせて検討してまいりたいといったことを考えております。

これらを行うことによりまして、新規営業、販路開拓に売り上げが増加することによって、地域産業の業務拡大、そして地域産業の競争力の強化、就業機会の拡大、新規就農者の受け入れの増加等が見込まれます。

また、ツアー等を実施することによりまして、町の魅力が積極的に発信し、横芝光町の認知度が向上いたします。そして地域産業の業務が拡大し、町外からの移住機会が拡大する、これらの効果を期待しているものでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木克征議員。

○11番（鈴木克征君） わかりました。

多方面への営業とか視察、それから農業体験、そういったものを積極的に展開するということであります。

私もこの世田谷のアンテナショップに行ったんですけれども、非常に広い場所ではありません。それなりの余り広くないアンテナショップですけれども、やはり当町に来てもらったり、当町の農産物を食べてもらったり、何かそういったものをやってもらわないと、なかなか展開していかないなというのを私もちょっと感じたところなので、ぜひこういった予算で積極的な当町のPRができたらいいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 補正予算書の2款1項8目企画費で、先ほど企財の課長の説明ですと、地方創生プロモーションビデオ作成委託料のところ、本数も決まっているようなんですけども、もう少しどの辺まで、タイトルですとか題材は何をあれしているのか、あるいはそういうのは全部お任せなのか、その辺のところをちょっと、詳細を教えてください。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） プロモーションビデオでございますが、先ほどアニメーションが1本、プロモーションビデオが5本というふうに申し上げましたが、これは今現在、予算を編成するに当たりまして、このくらいの本数でどのくらいの金額でというような、事前に見積もりを徴収したときの本数でございますが、内容については今後この予算をお認めいただきまして、予算を執行する段になりましたら、実際に詳細な検討は加えてまいりたいと思いますが、今考えております1つの案といたしましては、まちのプロモーション、一口にプロモーションビデオと申しましても、いろいろな切り口があるかと思えます。

つまり、町の自然ですとか、よく言われる白砂青松の海岸から台地の青々とした緑の豊かな自然、そういった自然の切り口もございますでしょうし、いろいろなイベント、歴史のある鬼来迎を初めとしたいろいろなイベントもあるでしょうし、食というような切り口もございますでしょうし、いろいろあるかと思えますが、今申し上げましたように、そういったさまざまな切り口によって、先ほどユーチューブ等でもというような話も申し上げましたので、長さとしてはそう長くはない。むしろ30秒から1分、1分半、そのくらいのものを、今5本を考えておるんですが、さまざまなテーマ、切り口でつくって、それをいろいろな面から横芝光町を見てもらう。

それともう1つ、アニメーションと申し上げましたのは、やはりどうしてもこれから若い世代、このプロモーションビデオ自体非常にいいものをつくろうとはもちろん思っておるんですが、そのアニメーションという手段というのも非常に他の自治体等の事例なんかも見ましても有効であろうかと思えます。

これについては、どういうクリエイターといいますか人に頼むかによって、当然金額の上下が出てくるというようなことも聞いておりますので、今回ご提案させていただきました総額670万という、この予算枠の中で、どの程度のレベルのものができるかというのは、これも今後の実際予算化されて以降の話になりますけれども、いずれにいたしましても、こういう町をPRする手段というのが今までももちろんございませんでしたが、この地方創生の財源的なものもそうですけれども、やっぱり積極的にこの横芝光町を知ってもらうという観点からは、非常に有効なものとして捉えておりますので、このような企画を考えたところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） 課長、せっかくアニメ1本、二、三分の部分でももちろんいいんでしょ

うけれども、プロモーションビデオ、私が聞いているのは、全部お任せなのですかとか、町が発注するんだったら、横芝光町をアピールするんだったら、歴史とか文化をアピールするのか、あるいは農産物こういうものがありますよですとか、自然はこういうものがあって、観光資源がこういうものですよと、その辺のコンセプト、他人にお任せするんじゃないで、その辺をきちっと決めて、ただ本数で予算の枠をつくったと。そういうものをあれしましても、ほとんどいいものがないように感じるんですけれども、その辺はどんなふうにお考えですか。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） それでは、私どもが今考えているテーマの例として申し上げますが、横芝光の海物語、これがまさに先ほど言った海岸線のいろいろな観光資源、豊かな自然等を中心にした海を中心にした切り口もこういう形で捉えています。

それと横芝光町うまいものめぐり。これが食を切り口とした捉え方がこんな形でできるのかなと。

それと、町内全部を通じての話ですけれども、四季折々のグラフィティであるとか、文化、先ほど申しあげましたいろいろな鬼来迎と梯子獅子と、祇園祭を中心とした文化の香る町横芝光というようなアイデア。

それと、横芝光のブランドとして、やはりひかりねぎというのが非常に全国的にも知名度もありますし、そういった横芝光のブランドという切り口。

それと、先ほど文化の香る町の中で例として出しましたが、鬼来迎というのは一つ独立させて、全国唯一の古典地獄劇というような、ほかにない文化資産でございますので、そういったテーマもあり得るのかなということでございます。

ただ、全く丸投げお任せということではございません。当然、今申しあげたのは案でございますけれども、それは外部の面も含めて、外から見ると横芝光町はこういうところが非常にいい、こういった面でプロモーションビデオをつくれなかなというような提案等もいただきながら、ただ、技術的な制作としては私どもでは当然できないわけでございますので、上からとってみたりとかというような手段も含めまして考えて、よりいいものといえますか、有効なものをつくっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 齋藤順一議員。

○7番（齋藤順一君） そこまでコンセプトがお決まりでしたら、最初から言っていただけれ

ばあえてそんな質問をしなくて済む、こんなに時間をとらせないで済む問題ですので、どうかしっかりそういう形であれば、いいものを。世界発信できるユーチューブにも流すそうですので、そういう計画があれば、よりいいものをつくるようにお願いします。よろしくお願いします。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） そのプロモーションビデオのことについてなんですけれども、私も先ほど話を聞いておまして、せっかくこれだけの金額、予算をかけるわけですから、ユーチューブなどにも発信するなどおっしゃっていましたが、できたら町の産業とかをさらさらと全体的に流すようなビデオではなくて、ユーチューブとかでかなり閲覧数が上がっているものというのは、ふなっしーとかなんかも皆さんご存じかと思うんですけれども、かなり奇抜なものが多いと思いますので、横芝光町にもよこびーというかわいいキャラクターがいますので、難しいとは思いますが、これを機によこびーを話ができるようにするとか、何かもっと具体的に動きのあるキャラクターにシフトしていくとか、そういった奇抜な発想もいろいろ加えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） よこびーを活用するというのは、このプロモーションビデオだけでなく、これは一つの、この地方創生の町へ関心を持ってもらうというような施策の中では、よこびーというのは今後も非常に大きな手段だというふうには考えております。

ただいまご提言のありましたものにつきましては、ありがたいご意見といたしまして、今ここで、はい、わかりましたと言うわけにまいりませんが、そういったご意見も踏まえまして、よこびーの有効な活用については、今後ともよりいいものを考えていきたいというふうになります。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） とにかく多額な予算をかけるわけですから、最高のパフォーマンスができるように期待していますので、よろしくお願いします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第6、議案第2号 町道I-14号線道路改良工事（その2）請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） I-14号線の関係でございますが、清長大橋がほぼでき上がっているということで、私も見てきました。そういった中で、取り付け道路が今回進めていくような形と思います。その取り付け道路の完成予定はいつごろになるか。それとあわせて、I-14号線の全線開通がいつごろになるのか。わかる範囲で教えていただければと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、お答えをいたします。

お手元のほうのお配りした資料のほうにも工期のほうが載っておりますけれども、その2のほうで、平成28年1月25日となっております。順調にいけば、来年の2月には、暫定ではございますけれども、清長大橋を通れるようにしたいというふうに考えております。

それとあと、一部、今現在の改良事業はバイパス事業でございまして、今回整備をする区間と、いわゆる県道横芝停車場白浜線、この間がまだ通れないような状況になるわけがございますけれども、この区間につきましては、用地のほうで地権者3名、約4筆360平方メートルほど残っておるわけがございますので、この用地の取得を、地権者のほうは基本的には反対する人はおりませんので、なるべく早く取得を行いまして、工事のほうを速やかに行いまして、なるべく早くそこまで通せるような形にしたいというふうに思っております。

そうしますと、既存の道路が、横芝側がございまして、また、その県道までつなげますと、あとその先につきましては既存の道路がございまして、あと今、匝瑳市のほうで大布川の

ほうを進めていただいております。それにつきましても、匝瑳市側のほうは平成27年度で一応完了する予定でございます。当町側につきましても平成28年度に整備を行いまして、そちらのほうは一応通れるようにしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 鈴木和彦議員。

○6番（鈴木和彦君） もう1点確認ですけれども、先ほど取りつけ道路が来年の2月にはほぼ通れるだろうということで、その中で、車の大きさなんですけど、軽とか、乗用車とか、トラックとか、大型トラックは通れるのか、その辺をお聞かせ願えますか。

○議長（鈴木唯夫君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、お答えをいたします。

お配りした図面のほうをごらんいただきたいと思っておりますけれども、その2のほうの工事でございますけれども、非常に狭い町道に接続するような形になります。2路線に接続するような形になるわけでございますけれども、見たとおり、とても大型車は無理だろうというふうに思っております。通れるのはせいぜい2トン車程度までになろうかと思っております。

この開通に当たりまして、山武署と十分協議を行いまして、開通のほうに支障がないように、安全対策等を講じまして行いたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 補足説明をさせてください。

この清長大橋、皆様方にも大変ご心配をいただいているところでございますけれども、このように1月25日工期をもって、今回ご承認いただければ工事が完了できるというふうに考えておりますし、横芝光町となって単独で新たな橋としましては、唯一の橋でございます。

町といたしましても、この開通についてはイベントを考えておりますので、皆様方にもその節には、またいろいろとご協力を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 入札価格の件なんですけれども、よろしいですか。

これ6,150万ということで、落札率が99.8%。入札者なんですけれども、畔蒜さん以外、ほかの業者は辞退していますよね。これ1者で入札、要するに競争入札になっていないというふうに認識をいたします。

町の業者を育成するという点で、入札方法は今現在どうなっているのか。競争入札であれば他の町の業者も入れてもいいのではないかというふうに私は考えますが、そのところはどのように考えているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 入札の方法でございますが、今回補足説明でもご説明させていただきましたように、一般競争入札、これは制限付一般競争入札という形でございます。その制限は何かと申しますと、地域要件を設定した、つまり日本全国どこの業者でも入札に参加できるということではなくて、今回この議案第2号のI-14号線につきましては、地域要件といたしまして、町内業者、一定の実績のあるというようなことで、地域要件を設けさせていただきました。

事前公表による方法というものも過去3年、ことし4年目に入ることでございます。一般的にといいますか、制度で言えば、全く制限のない競争入札も制度上は可能ではございますが、やはり入札は何を目的にするか、当然競争性も大事なところでございますし、公平、公正でなければなりません。

そういったもろもろの中で、やはり一つとしては、地域経済への波及といいますか、地元業者の育成強化というような観点も、これも非常に欠くべからざる大事な要素でございます。そういったバランスをとりながら、実際競争入札を運用して、どの市町村もそれぞれの経緯、考えで運用しているところでございますが、当町につきましては、今申し上げましたような地域要件等を設定いたしましたして、地元業者の育成という観点も考慮に入れながらの入札を公告しているということでございます。

結果的に、1者で入札ということになりましたが、電子入札による方法をとっているというような前提から、入札方式の電子入札という競争性が担保できている非常にすぐれたシステムの中で、厳格な方法を取りながらやっているというようなこともございます。

落札率が高いというような結果は、当然承知はしておりますが、その入札の公平性、公正性というような観点、それと設定いたしました予定価格、最低制限価格の中での応札があったということ。それと、入札候補者の審査を行ったわけですけれども、その点につきましても全く問題がないというようなそういった観点から、このような結果にはなっておりますが、この入札方法については、これでいいというようなことではございません。よりいいものを目指してというようなことは、常に念頭に置いているところでございますので、よろしくご理解のほど、お願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 課長、よくその辺はわかるんですけども、清長大橋も町民は切実に望んでいるところなので、なるべく早くつくってやらなければという、これはわかるんですけども、どう考えても99.8%の落札率をもって、これで地元業者、これだけ大きい6,100万なので、ある程度の技術を持たない業者ではできないということはそれはわかるんですけども、町民感情からして、税金使うわけですので、納得できないんじゃないかというふうには私は考えますが、それで今後、こういう入札基準といいますか、地元業者の育成というのにはわかりますけれども、ちょっと改善、検討するところはあるとは考えますが、そこはいかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） おっしゃる部分も重々認識をしております。

しかしながら、公共事業ということで、極めてちゃんとしたしっかりとした施工がなされていないといけない。そうした部分、その技術、そしてまた実績のないところではならない。また、町内育成企業の、今企画財政課長からも話がありました。そして、ご存じのように、当町にはすばらしい技術と実績を持った会社もございます。

今、現状の状況の中で、ほかの自治体の中では、今非常に入札が不調に終わってしまうケースが往々に出ています。その不調になってしまっているケースのほとんどが事前公表型の予算で、この入札予定価格が事前公表されているとなりますと、実際見積もりをした段階で、利益が出なければ参加をしないというのが現状の中で、今現在、公共事業は県の単価で積算をしているわけでありましてけれども、ほかの業者さんの話でございますけれども、実際の単価とその積算される単価に、まだまだオリンピックや復興など、建築土木の業種が非常ににぎわっている中で、実際には県の指定している単価よりも高い値段で行われているという状況があつて、そのように不調が多いという現状が近隣の市町の中でも多く見られております。

そうした部分も含めて、この町内業者の皆さんが努力の中で進めていることについては、改めて私のほうからも、ある部分、感謝をしなければならないなと思っております。

山崎議員がおっしゃられることも重々認識をしておりますので、今後、その辺の部分も、深く深く検討しながら、この入札関係については進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） ありがとうございます。

今、町長が言われたように、建設資材、人件費も上がっている中で、落札価格が上がる、入札が成立しないということがあるといことは、私も承知しています。それにしても、これはどうなのかなということ、私は思います。

それで、町外の業者も入れるべきではないかというふうにも一つ、私の案としても考えますので、その辺もちょっと、これから工事の種類によって、価格の安いものは町内業者を育成するという意味で、そういう業者を大いに使っていたほうが良いとは私も考えますが、一定に金額が高くなれば、そのところは町内という縛りをほどいたほうが良いのではないかというふうには思います。

それと、その1のほうなんですけれども、ちょっと私がよく……

〔発言する人あり〕

○4番（山崎義貞君） よろしいですか。

備考のところ、議決案件でないということになっているんですけれども、その辺のところもなぜ議決案件でこちらはなっていないのかという、これも説明していただければということで、私の質問を終わります。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） いろいろご質問いただきましたが、まず議決案件の関係ですけれども、これにつきましては、工事請負契約につきましては、5,000万円以上が議会の議決案件となるというような自治法あるいは町条例上の規定がございまして、それにのっとりまして、今回につきましては5,000万円を超える案件3件について、議会のご承認をいただくべく提案したところでございます。

ご質問の中で、いわゆる地域要件との関係だと思うんですけれども、大きな工事、小さな工事、いろいろある中で、その地元業者育成という観点で配慮すべきところと、さらにそうでないといひますか、それを超えるものというようなご指摘でございますが、これにつきましては、町の入札の参加業者の範囲を決定するに当たりましての基本的な基準というものをつくっております。

そういった中で、ご指摘のような観点から、大きな工事につきましてはさらに広げることでも可能だというような基準を設けておりますが、今回につきましては、その工事の性質等を鑑みまして、町内業者というような地域要件は設定させていただきましたが、基本的な考え

方としてはご指摘のとおり、私どもも基準として設けておりますので、今後ともそういったものを基準としながら、1件1件の工事に応じまして、過去、例えば1億円を超えるような大きな建設工事や土木工事もございました。それにつきましては、山武土木管内ですとか、あるいは事情によりまして、さらにそれが旭、銚子、香取方面まで広げたというようなことで要件を設定した事例もございますし、それは今後とも同じような原則で考えて、対応してまいりたいというふうに考えております。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は11時……

〔発言する人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 秋鹿幹夫議員。

○1番（秋鹿幹夫君） すみません、1つ質問させてください。すみません、時間がないのに。

最低制限価格とその上限を開示する理由というのは何なんですかね。落札者に対して。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご質問は、予定価格の事前公表か事後公表かという話であろうかと思います。

先ほど私も申し上げましたが、当町につきましては、もう過去3年ほど事前公表ということで対応しております。これは工事に限らず、業務委託等もそうでございますが、これにつきましては、入札制度がいかにあるべきかという中で、非常に過去、歴史的にもといますか、周辺市町村も頭を悩ますところでございます。

一般的に申し上げまして、事後公表、つまり入札後に公表するという形ですと、一般論でございますが、いわゆる予定価格をいかにして知り得るかというようなことで、いろいろな職員に対する法に触れるような働きかけがあったりですとか、そういうような入札の公平性、公正性を損なう事例が非常にデメリットとして大きかったというようなことがございました。

事前公表が、じゃ、それが全てこれでいいのかというと、やはり事前公表は事前公表としての積算の能力を失わせるのではないとか、高どまりをするのではないとか、そういうようなこともございます。

でありますからこそ、そういった事前公表、事後公表も含めて、町にとっていかなる方法がいいのかということについては、これは今後とも継続的な課題として考えておるところでございますが、事前公表、事後公表については、合併以来10年であっても、やはりさまざま

な変遷を経て現在に至っているというような事情があるということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は、午前11時30分といたします。

（午前11時19分）

---

○議長（鈴木唯夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時28分）

---

### ◎議案第3号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 議案審議を続けます。

日程第7、議案第3号 横芝中学校天井落下防止対策工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） この天井落下防止対策ということで、私は平成24年6月定例会で一般質問させていただいたわけでございますけれども、こんなに遅くなった理由というか、ちょっと遅いのではないかなと、あれから3年たっておりますので、そういうふうにちよっ

と個人的には思っているわけなんです、そのところをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 天井落下防止対策工事ですが、これも耐震補強工事の一環として行われるんですけども、新しい施設でありながらも、平成25年7月に建築基準法の施行令が改正をされまして、本体以外、要は非構造部材と専門的には言うそうなんです、それらの落下防止対策を進めましょうというところで、正式に通知が文科省から発出されたのは25年度中でございます。

つきましては、その通知を受け、26年度中に調査をし、本年度に実施をするという手順で進めた結果でございますので、いずれにしても基準になるものが25年7月以降ということで、本年の工事になったところでございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 川島富士子議員。

○10番（川島富士子君） わかりました。町内の小学校に関しては、当時でも質問したときに、たしか2校くらい既に取りかかっているというお話がありましたものですから、そういうふう伺いました。

では、残りの小学校に関しては一切心配はないということよろしいですか。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） この非構造部材の耐震補強の対策工事を終わらせて、ほぼ町全体の校舎関係、体育館関係、それから学校施設については完了いたします。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号審議（質疑・討論・採決）

○議長（鈴木唯夫君） 日程第8、議案第4号 光中学校天井落下防止対策工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 先ほど、今回も同じなんですけれども、先ほどの横芝中学校の入札、1者辞退しているんですけれども、それと同じく今回、光中学校のほうも入札競争になっていない。こちらは入札はしていない。横芝のほうは辞退しているということで、この辞退している理由とか、入札希望者がいないということの理由というのは町のほうはつかんでいるんでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） ご質問のとおり、横芝中学校については2者応札がございましたが、1者辞退。この光中学校については1者応札ということでございます。

その辞退の理由でございますが、書面等で辞退届を出していただくわけですが、自社の会社都合によりというようなことでいただいております、それ以上のものについては、私どもでは把握してございません。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 先ほども道路関係のほうで質問しましたけれども、余りにも高い落札率なんですね。100%と99.8%という、ここのところは町民感情から理解できるものではないんじゃないかというふうに私は考えます。

もっと改善できるのであれば、町は改善していただきたいというふうには考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 同じような回答になってしまいますが、落札率の高さというのはご指摘いただくまでもなく、非常に高い落札率になっているのは事実でございます。

ただ、私どもといたしましては、結果として落札率が高かったということでございますが、入札の要件設定、その方法でありますところの電子入札制度、先ほど申し上げました事前公

表制度等も含めまして、正当な入札手続による執行の結果として、予定価格の制限内での応札があり、落札資格審査上も適格であるというような判断の中で決定したところでございますが、ご指摘の点も含めまして、町に入札参加業者審査委員会という組織もございますので、そういう組織の中でも十分検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 山崎義貞議員。

○4番（山崎義貞君） 中学校、教育関係に関するものなので、安全第一ということでやらなければならない工事なので、本当に大事な工事だと思いますが、ぜひこの余りにも高い落札率というのは、ちょっと町としても検証する必要があるんじゃないかなというふうには思います。

○議長（鈴木唯夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（若梅 操君） 繰り返しになりますが、検証が可能であれば、そういったもし改善すべき方向性が見出せれば、当然その方向性にもよりますし、そうではなくても、今申しあげました入札参加業者選定委員会の合議による検討、方策という手段がございますので、十分検討してまいりたいというふうに、今後とも課題として検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） 教育課長、ちょっとお尋ねしたいんですが、私の知識不足かもしれませんが、この体育館、横中と光中の図面がありますけれども、このややカラー刷りになっているところで、3ページは横芝中学校の体育館と、この右下は、ちょっと字が小さくて……視聴覚室が対象ということですか。この色刷りのところが対象と、それと最後の、これは6ページのあそこのことですか。ちょっと具体的に、すみません。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） それでは図面ですが、見つらくて大変恐縮でございますが、まず3ページです。横芝中の図面のつくりと光中学校の図面のつくりが多少異なっておりまして、横芝中学校は3棟を1枚の図面で表現をしております。

上のほうをご承知のように体育館部分。その真ん中のところが特別教室棟ということで、一番下が普通教室棟、それで体育館のアリーナの天井と真ん中の特別教室棟の視聴覚室、これもやっぱり天井が高いので、また面積もありますので、これを改修をいたします。

1枚めくっていただきまして、横芝中学校の2枚目の図面になりますが、要は講堂棟の中に武道場がございます。そこも天井が高く、かつ面積もありますので、それを改修をいたします。

それから、図書室のほうも同じくでございます。

1枚戻していただきまして、すみません、1点漏れました。

生徒さんが出入りする玄関の奥のほうに吹き抜けの部分がございます。これについても面積はさほど大きくはないものの、3階までの吹き抜けでございますので、これにつきましても改修をするというのが横芝中学校の天井の改修となります。

光中学校のほうへいきますと、体育館は体育館の図面になっておりまして、左側は体育館のアリーナの平面。ですから、その天井を改修をし、右側のほうの図面が2階部分を表現しまして、武道場につきましても天井が高いということで改修をいたします。

光中の図面の2枚目になりますが、これは校舎棟の真ん中の部分を拡大して表現をさせていただいております。多目的、要は視聴覚について多目的なホール的なものがございます。こちらにつきましても面積かつ高さもあるということで安全性を求めた改修を行うというのが工事の概要でございます。

以上です。

○議長（鈴木唯夫君） 森川忠議員。

○8番（森川 忠君） ありがとうございます。

基本的に、何メートル以上とか、何平米以上とかという、その基準だけを最後に教えてください。

○議長（鈴木唯夫君） 教育課長。

○教育課長（市原成一君） 一般的な基準といたしましては、天井高6メートル以上、水平面積で200平米以上というのが、一応の基準になっております。

そのいずれかに該当する場合であっても、改修を必要とする場合にあっては、国の補助対象になるということでございますので、先ほど言いました横芝中学校の3階までの吹き抜け部分につきましても改修をさせていただくと、そのように考えています。

以上です。

○8番（森川 忠君） わかりました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木唯夫君） 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木唯夫君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（鈴木唯夫君） 以上で、本臨時会に付議された案件の全てを終了しました。

これにて、平成27年7月横芝光町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時41分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 唯 夫

議 員 宮 菌 博 香

議 員 山 崎 貞 一